

部活動の「地域移行」を考える②

教育を拠点にして、行なわれてきたため、歐米のような民間のスポーツクラブの数や、活動するための施設が十分にあります。そのような中では、「地域クラブ」や指導者の確保、施設の整備などに困難をかかえる地域の方が多いので、はないでしょうか。そうすると、「地域移行」ができる・できないによる地

第2は、すべての子どもの文化・スポーツへの権利を保障していくための課題です。

「地域クラブ」の費用は「受益者負担」とされており、保護者の経済的負担が増大します。「未来のブカツ」では、アンケート結果をもとに「保護者が負担できるのは多くて月3千円」としながら、「会費を1万円にしても運営費が足りない」と試算しています。このままで、経済的な理由で「地域クラブ」の活動に参加できない子どもが多数出てしまうのではないでしょうか。

また、民間のスポーツクラブ

課題の第1は、「地域」の中に子どもたちの文化・スポーツ要求に応える「受け皿」があるのかということがあります。日本におけるスポーツ振興は学校

部活動を地域移行するためにはさまざまな課題があります。

論点一

これらの問題を解決するためには、子どもたちの文化・スポーツへの権利を実現できるよう、予算措置を含め、行政の責任で体制を整備することが不可欠です。

論点
2

子どもたちの文化・スポーツへの権利を保障するためには、第2は、すべての子どもの文化・スポーツへの権利を保障していくための課題です。

第3は、教職員の「働き方改革」とりわけ長時間過密労働の解消につながるのか、という点です。

2019年に「1年単位の変形労働時間制」が導入された時の国会の附帯決議には、「教育

論占3

やチームの中には、勝利至上主義を前面に出しているものが少なくないことから、それらが「地域クラブ」になつた場合のあり方を危惧する声があります。部活動は「学校教育の一環」として、教育の専門家である教職員が、子ども理解と教育的配慮を踏まえて指導にあたることが求められますが、「地域クラブ」も「社会教育」の一環として、それらのことを踏まえ、子どもたちの主体的な活動を通してその成長・発達を支えていかれるような活動が求められます。

職員の負担軽減を実現する観点から、部活動を学校単位から地域単位の取組とし、学校以外の主体が担うことについて検討を行い、早期に実現することとなりました。

しかし「ガイドライン」には「地域移行」の目的として、この観点がほとんど示されず、「兼職兼業」が強調されていました。地域の「受け皿」の設定が難しいことを理由に、「兼職兼業」という形で無定量の時間外勤務が押しつけられてしまうことが危惧されます。「兼職兼業」の押しつけを許さず、行う場合にはこの時間も通算して時

諸外国に比べ極めて貧弱な日本のスポーツ環境

以下は、2023年2月12日の部活動問題公開シンポジウムで講演された神谷拓関西大学教授が示した数字を表にしたもので、欧米諸国のような「スポーツクラブ」が発達せず、学校教育を拠点にしてスポーツの振興を図ってきた日本の、地域におけるスポーツ環境の貧弱さがわかります。

	1つのスポーツクラブに対する人口(人)	1つのスポーツ施設に対する人口(人)
日本	35000	2674
ドイツ	939	777
イギリス	564	349
フランス	323	248
デンマーク	378	資料なし
フィンランド	648	資料なし
ベルギー	525	資料なし

「経済産業省 地域×スポーツクラブ産業研究会 『未来のズカツ』ビジョン」とは?

部活動「地域移行」の方針に呼応し、①「サービス業としての地域スポーツクラブ」の可能性、②「学校部活動」の持続可能性、という2つの問題意識から新しい「ブカツ」の姿を示した、とされています。

すでに、学校部活動「地域移行」の受け皿として、学習塾や旅行会社、大学などと各種スポーツクラブを組み合わせた10のプロジェクトが開始され、すすめるために「必要な5つのポイント」が提示されています。

「サービス業としての地域スポーツクラブ」を可能にする社会システムに必要な5つのポイント

- ①学校部活動の地域移行という大方針の明確化
 - ②大会参加資格を「民間クラブ」に門戸開放
 - ③スポーツは「有資格者が有償で指導する」という新しい常識を確立する
 - ④「学校施設の複合施設への転換と開放」の促進
 - ⑤「スポーツ機会保障を支える資金循環」の創出

は閉店します▼学校教育と家庭教育・社会教育がそれぞれ担う役割を分担しており、それぞれの立場は対等でした▼日本の学校教育のように、本來家庭で行う生活習慣の確立のようなものまで、学校が担うことはありません▼もちろん、教員がスポーツや文化活動の指導をその身分で行うことはありません。指導したい人は、そういう仕事に就くということでした▼それぞれの国事情が違うので、どちらが是か非かということは言えませんが、あれもこれも抱え込む日本の学校現場が疲弊しきつていることはまちがいません。もはや、現場の努力ではどうにもなりません。みんなで声をあげようではあります

もはや限界

デノマークで視察した小学校では、15時学校を終えます。教員がする子どもの対応はそこで終わりです。退庁時刻の16時半までは、生活支援員とケーブル会議や打ち合わせをしたり教材の準備をしたりします。そして、定期的に帰宅します▼15時以降、子どもは学校内の児童クラブで様々な活動をします。地域のスポーツクラブへ行く子もいるそうです。児童クラブは、児童クラブ指導員が担当します。学校内の教室を使用するそうです▼教育立国といわれる北欧の国々は、家庭で過ごす時間も大切にするため、商店や娯楽施設は早い時間に閉店していました▼一部の観光用の商店や飲食店は営業しているものの、それでも20時に

私たちこう考えます

香教組は、2016年11月16日の県教委交渉で、教員の「部活動が負担」との声を受け、部活動指導をしたい教員とそうでない教員、アスリートとして部活をしたい生徒とそうでない生徒の双方を活かすことができるとして、地域総合クラブの導入と教員の指導者登録制の導入について交渉を行っています。（詳細はこちちら）



全教は、部活動問題検討委員会を設け、幾度となく議論を重ねてきました。そして、2023年3月、大枠をまとめました。「子どもの権利と教職員の『働き方改革』の視点から『部活動 地域移行』へのとりくみや学校部活動の改革をすすめるために、学校や地域でどのようななとりくみが必要なのか、その方向です。



ポイントは、子どもとの文化・スポーツへの学校や地域で話し合い、できる」ことから「改革」を

の長時間過密労働の改善・「働き方改革」をすすめること、その両方を大切に考えていくことです。

各学校・地域でのとりくみ

○まずは、子どもたちや保護者がどのような部活動を望んでいるのか、その声を聴きながら、子どもたちが主体的に活動する場面を増やしていくこと

○この討議資料などをもとに、教職員や保護者、地域の関係者などと率直な話し合いを広げよう

○部活動への強制加入や「全員顧問制」の廃止・見直しを求め、顧問の分担や活動計画などを民主的な話し合いで決めるよう、問題提起していくこと

○活動日や時間、休日の設定等、ガイドラインや専門家の意見を踏まえ、学校全体で見直していくこと

○大会の引率や休日の練習、地域クラブの兼職兼業など、押しつけを許さず、みんなで分担していくこと

部活動の「地域移行」に関する要求



- ① 地域クラブ活動」を社会教育として位置づけ、教育委員会の関係部署が責任もって支援すること
- ② 地域のスポーツ・文化施設の整備・拡充をはかり、子ども理解と教育的配慮ができる指導員の養成・確保に努めること。そのための国の支援を要請すること
- ③ 保護者負担が増大することのないよう、自治体として、とともに、国の支援を要請すること

教員委員会等への要請事項 学校部活動の改革に関する要求

① 部活動への強制加入や「全員顧問制」、顧問の押しつけがないようにすること

② 教職員の長時間過密労働解消をめざして実効ある施策をすめること。特に、教職員定数を大きく増やすよう国に要請すること

③ 学校からの要望にこたえ、必要な部活動指導員が配置されるようすること

④ 全国大会を廃止するなど、大会のあり方の見直しを関連団体にはたらきかけること

⑤ 部活動の実績や大会等での成績の、高校入試への反映を見直すこと

教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現するための教育を実現するための教育

育研究者の有志が2023年5月30日、全国署名を始めました。署名はChange.orgの特設ページで確

認できます。多くのみなさんの賛同をお願いします。

「教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現するための全国署名」に賛同します！

人にはゆとりがないと、いい仕事ができません。ゆとりなく働きすぎると、人はこわれてしまいます。じつさい学校では長時間労働がまん延し、病気による休職者は増える一方です。若者も教職を敬遠するようになり、学級担任も確保できない「教員不足」がおきています。このままでは学校がもちません。

こうなった原因是、教員をとりまくシステムにあります。教員に残業代を支給しない法律（給特法、1972年施行）の下で、教員の残業は増え続けました。

学校の業務量に見合った教職員が配置されているのか？という問題もあります。子どもが学び育つためには、ゆとりをもって真剣に接してくれる教員が必要です。教員の元気を取り戻し、子どもの豊かな成長を！

私たちは、教育研究の成果に基づいて、この解決には少なくとも次の3つの事項が不可欠だと考えます。

1 教員にも残業代を支給すること

「残業させたら割増賃金をはらう」これは長時間労働に歯止めをかける世界の共通ルールです。ところが、52年前、公立学校教員には本給の4%分の教職調整額を支給する代わりに、「原則として残業は命じない」、「残業代は支払わない」という法律（給特法）がつくられました。しかし、実際には、学校の仕事も残業も増える一方です。裁判所も「給特法は、もはや教育現場の実情に適合していない」との判断を示しました。今の仕組みを大きく変える必要があります。

2 学校の業務量に見合った教職員を配置すること

多くの教員が過労死ラインで働いています。それでも、授業準備のために十分な時間を使うことが難しいという現実があります。学校の業務量に対して、教員が少なすぎるのは、これを解消しないかぎり、教員の長時間労働は解決しません。このままでは、教職志望の若者を確保することもできません。学校の業務量に見合った教員数を確保する必要があります。

3 これらを実現すべく教育予算を増額すること

日本の教育予算（対GDP比）は、世界的に見てもたいへん低い水準にあります。でも、子どもに豊かな学びを保障するためには、教員を適切に配置しなければなりません。働きに見合った給与を教員に支払うのは当然です。そのために必要な教育予算を確保することは、国の務めです。

この要望事項に賛同する方々の署名とともに提出します。政府として適切な措置を講じてください。

教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育の実現を求める教育研究者有志

内田 良（名古屋大学教授）尾木直樹（法政大学名誉教授）片岡洋子（千葉大学名誉教授）勝野正章（東京大学教授）菊地栄治（早稲田大学教授）小国喜弘（東京大学教授）小玉重夫（東京大学教授）佐藤 学（東京大学名誉教授）澤田 稔（上智大学教授）志水宏吉（大阪大学教授）清水睦美（日本女子大学教授）高橋 哲（大阪大学准教授）中嶋哲彦（愛知工業大学教授）中村雅子（桜美林大学教授）浜田博文（筑波大学教授）広田照幸（日本大学教授）前川喜平（現代教育行政研究会代表）松下佳代（京都大学教授）山本由美（和光大学教授）吉田 文（早稲田大学教授）

